

装着訓練期間及びソケット適合期間について

筋電電動義手の装着訓練期間は、両側上肢切断者（特別種目）、片側上肢切断者（研究用支給）のいずれの場合も「原則として4週間とし、担当医の判断により、原則として最大4週間延長できる。」として取り扱っている。

協力医療機関に筋電電動義手の標準的訓練期間を確認（第2回資料 2-4）したところ、前腕切断と上腕切断の別により、設定が異なることが確認された。

また、併せて、能動式義手の標準的訓練期間を確認（第2回資料 5）したところ、同様に、前腕切断と上腕切断の別により、設定が異なることが確認された。

種目	切断部位	標準的訓練期間（週）
筋電電動義手	前腕	3～8
	上腕	4～10
能動式義手	前腕	2～9
	上腕	5～12

いずれの装着訓練においても、断端部の形状等に伴い、ソケット適合に時間を要し、標準的訓練期間から2～5週間程度延長が必要な事案があったことが確認された。

なお、協力医療機関から、詳細な回答があったことから、その内容を別紙として添付した。

協力医療機関の状況を踏まえ、装着訓練期間設定の基本的考え方を整理した。

1 筋電電動義手（現在の取扱いの一部見直し）

- ① ソケット適合に時間が要する場合を考慮し、2週間程度の期間を拡大する。
- ② 前腕切断者については、現行どおり「原則として4週間、最大4週間延長できる。」とする。
- ③ 上腕切断者について肘関節の取扱いを考慮し、前腕切断者に比して2週間程度の期間を拡大する。

2 能動式義手（新規）

筋電電動義手と同じ期間設定とする。

3 筋電電動義手と能動式義手を同時に行う場合

協力医療機関の例によれば、筋電電動義手単体の訓練に比して、延べ5週間の訓練期間の延長となるが、並行実施を考慮し、筋電電動義手の期間に4週間程度の期間を拡大する。

【事務局案】	ソケット 適合期間	装着訓練期間		合計
筋電電動義手	2 週間	前腕	4 ～ 8 週間	6 ～ 1 0 週間
		上腕	6 ～ 1 0 週間	8 ～ 1 2 週間
能動式義手		前腕	4 ～ 8 週間	6 ～ 1 0 週間
		上腕	6 ～ 1 0 週間	8 ～ 1 2 週間
筋電電動義手と 能動式義手を併 せて実施		前腕	8 ～ 1 2 週間	1 0 ～ 1 4 週間
		上腕	1 0 ～ 1 4 週間	1 2 ～ 1 6 週間

協力医療機関における対応別標準的訓練期間

注1 原則として、入院により装着訓練を実施している。

注2 筋電電動義手の訓練にあたっては、同時に能動式義手の訓練を行うことを標準に設定しており、以下の「筋電電動義手」単体の訓練期間については、比較対象としての参考である。

注3 訓練は同時期複数の課題を進めている。

注4 入院と同時に訓練用義手の製作を開始する。完成までには7～10日程度要している。

表1 筋電電動義手及び能動式義手をそれぞれ単体で実施した場合

区分		筋電電動義手(注2)		能動式義手	
		前腕切断者	上腕切断者	前腕切断者	上腕切断者
標準的訓練期間		8	10	8	10
訓練内容					
①	断端訓練	6	6	6	6
②	筋電分離練習	2	2	—	—
③	基本操作訓練	2	2	2	2
④	応用動作訓練	4	4	3	3
⑤	ADL訓練及び職業前訓練	2	2	2	2
⑥	肘継ぎ手操作訓練	—	2	—	2
⑦	肘継ぎ手・手先具コンビネーション操作訓練	—	4	—	4

表2 筋電電動義手と能動式義手を同時に実施した場合

区分		前腕切断者	上腕切断者
標準的訓練期間		12	14
訓練内容			
①	断端訓練	6	6
②	能動義手 基本操作訓練	2	2
③	能動義手 応用動作訓練	3	3
④	筋電分離練習	2	2
⑤	筋電義手 基本操作訓練	2	2
⑥	筋電義手 応用動作訓練	4	4
⑤	ADL訓練及び職業前訓練	2	2
⑥	肘継ぎ手操作訓練	—	2
⑦	肘継ぎ手・手先具コンビネーション訓練	—	4